

特定健康診査等実施計画

資生堂健康保険組合

平成20年度4月1日

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者が法定健診と生活習慣病健診を実施したことから、当健保組合はその健診データを事業者から受領することにより、特定健診を実施したことにする。

法定健診は事業者負担とし、それ以外は健康保険組合が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	10,191	10,260	10,360	10,500	10,670
目標実施率(%)	98	98	98	98	98
目標実施者数	9,987	10,054	10,152	10,290	10,456

被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	1,895	1,700	1,540	1,400	1,300
目標実施率(%)	32	34	36	38	40
目標実施者数	606	578	554	532	520

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	12,086	11,960	11,900	11,900	11,970
目標実施率(%)	88	89	90	91	92
目標実施者数	10,593	10,632	10,706	10,822	10,976

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	12,086	11,960	11,900	11,900	11,970
動機付け支援対象者	1,197	1,177	1,177	1,177	1,184
実施率(%)	41	42	43	44	45
実施者数	491	494	506	518	533
積極的支援対象者	398	393	393	393	396
実施率(%)	41	42	43	44	45
実施者数	163	165	169	172	178
保健指導対象者計	1,595	1,570	1,570	1,570	1,580
実施率(%)	41	42	43	44	45
実施者数	654	659	675	690	711

(5) 受診方法

特定健診は、社員については、会社契約の医療機関及び外部健診機関に委託した各契約医療機関に赴き実施する。(一部、工場等集約して人数が60人以上いる事業所は、契約医療機関の検診車が事業所の敷地内で実施。)被扶養者、任意継続被保険者・任意継続被扶養者については全て外部委託した各契約医療機関に赴き実施する。

特定健診受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・徹底方法

周知は、当健保作成のリーフレットにて案内を実施。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、社員健診結果については、契約健診機関または代行機関を通じて、電子データを随時受領して、当組合で保管する。

尚、保管年数は、電子データを全て一元管理した上で5年間保管する。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導対象者については、健診一元化システムにより階層化し、選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、資生堂健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事(理事長)とする。また、データの利用者は当組合常務理事、産業保健スタッフに限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。